

2010年10月4日

熊本県立劇場
理事長 小堀富夫様

NPO 法人 日本禁煙学会理事長 作田 学

TEL 090-4435-9673 FAX 03-5360-6736

<http://www.nosmoke55.jp/>

熊本市民劇場例会の劇中喫煙を禁止してください

来る10月7～9日熊本市民劇場で上演される『欲望という名の電車』の劇中喫煙を禁止してください。この演劇は、本年9月の公演時に、主役を含むキャストが劇中で喫煙をしたため、多くの観客が受動喫煙被害を受けました。医療機関を受診し急性受動喫煙症との診断を受けた観客もおられます。

ご承知のように、2003年に施行された健康増進法第25条には、受動喫煙防止の努力義務対象施設として「劇場」を明文表示しております。

「第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」

重要なことは、この条項があるにもかかわらず、受動喫煙による健康被害を発生させた場合は、その施設管理者の法的責任が問われ、施設管理者の責任を問う司法判断が下されていることです。来る公演で劇中喫煙がなされたなら、多くのご高齢者をはじめとする観客の皆様にも受動喫煙被害が多発することを深く懸念憂慮するものです。

日時が迫っているため、電子メールでの要請となりましたが、貴劇場の賢明なご判断をお願い申し上げます。

なお代替物を検討する際、タバコ喫煙以外の燃焼物から発生する煙も喫煙と等しい有害性を持っていることを念頭に置かれますよう付言いたします。

以上